

令和2年2月6日

各 部 局 長 殿

理事・副学長（環境安全衛生担当）

松 木 則 夫

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症については、令和2年2月1日付けで、感染症法で定める「指定感染症」に指定する政令が施行され、また、外務省は令和2年1月24日付けで、中国湖北省に対して感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を、令和2年1月31日付けで、中国湖北省以外の地域に対して感染症危険情報レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」を发出しています。

これらを受け、文部科学省から令和2年1月29日付け（令和2年2月3日更新）で中国から帰国した児童生徒等への対応について通知されたところです。

つきましては、本学においては状況の変化に継続的に対応するため、原則として国における対応に準じて行うこととしておりますので、下記について各部局内で周知するとともに、ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

なお、感染症情報は刻々と変化しますので、最新情報を得よう努めてください。

記

1. 中国等への海外渡航については、以下（1）～（3）のとおりとする。

- （1）中国湖北省への渡航は止めること。
- （2）中国湖北省以外の中国全域への渡航について、不要不急の渡航は止めること。
- （3）既に感染が報告されている中国以外の国への渡航について、人混みを避ける、うがい、手洗い、マスク着用などの対応を行うこと。また、渡航先の最新の情報を入手する。

2. 中国から帰国・入国する学生・教職員に対しては、中国で滞在した地域、日本への帰国・入国日、帰国・入国時点の健康状態（発熱、呼吸器症状の有無、解熱剤、咳止めの服用の有無）について確認するとともに、日本への帰国・入国時に発熱や呼吸器症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告させること。なお、帰国・入国時の対応については、以下（1）～（2）のとおりとする。

- (1) 中国から帰国・入国時に発熱（37.5度以上）や呼吸器症状がある場合
- ① 他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、速やかに保健所に相談させること。
 - ② 学生については、保健所からの指示や主治医の意見を聴取のうえ出席停止の措置を実施すること。
 - ③ 教職員については、保健所からの指示や産業医の意見を聴取のうえ就業上の措置を実施すること。
- (2) 中国から帰国・入国時に発熱（37.5度以上）や呼吸器症状がない場合
- ① 帰国後2週間は、学生・教職員との連絡を密にし、発熱や呼吸器症状がないか健康観察を行うこと。
 - ② 中国湖北省滞在の学生・教職員及び中国湖北省滞在の方と接触があった学生・教職員については、帰国後2週間は外出を控え、自宅等で滞在させるとともに、入念に健康観察を行うこと。また、上記（1）②又は③の措置を行うことができる。
 - ③ 帰国後2週間のうちに発熱や呼吸器症状がでた学生・教職員については、上記（1）①及び、②又は③の措置を行うこと。
 - ④ 発熱や呼吸器症状が出ずに帰国・入国の日から2週間経過した学生・教職員については、経過観察を終了すること。

3. その他

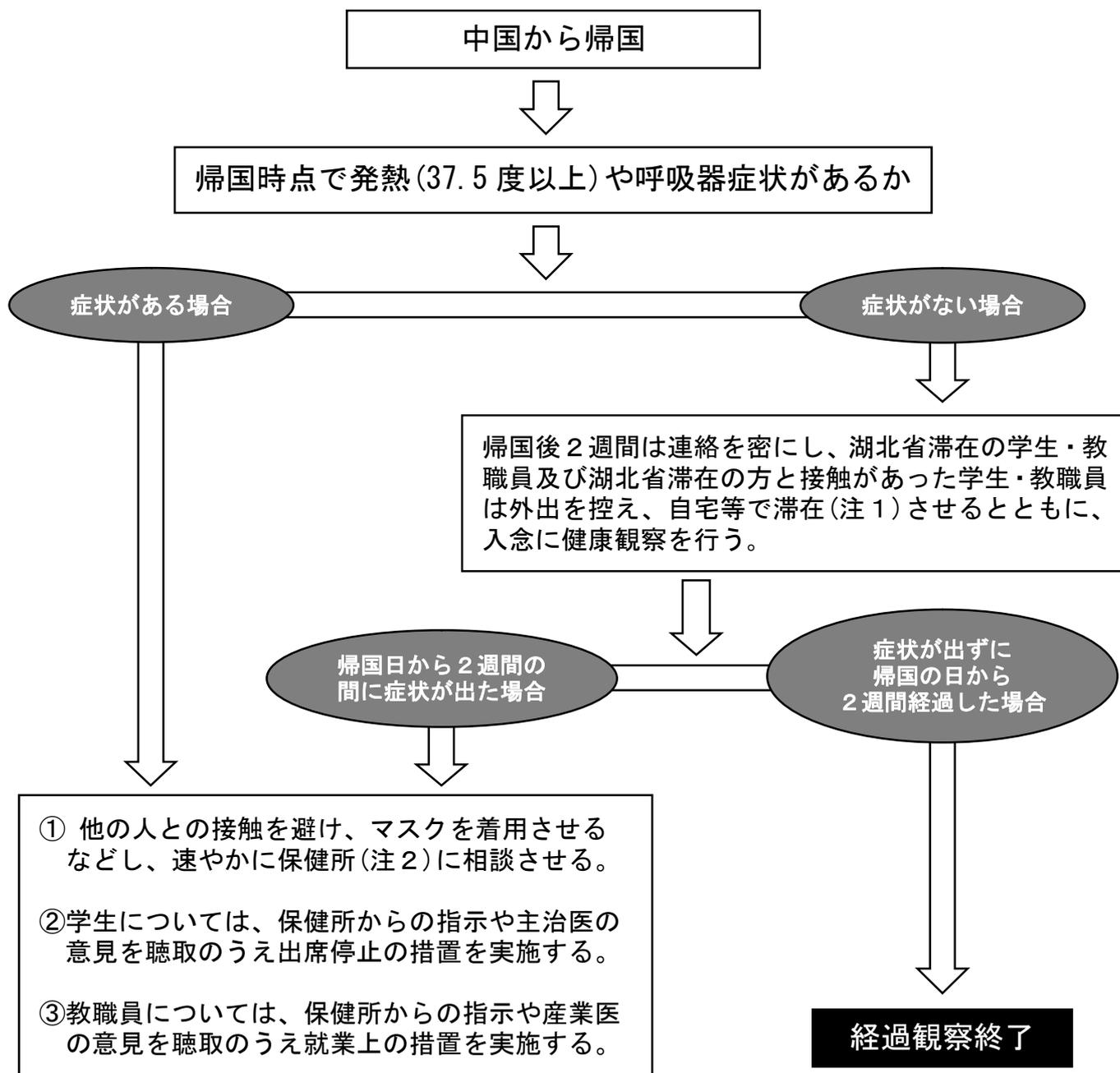
- (1) 上記2（1）②における「学生の出席停止の措置」については、別途通知の「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（令和2年1月31日）」に同報した「新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について（文部科学省：令和2年1月28日付事務連絡）」を参照のうえ、自宅待機等の措置を行う場合は、当該学生が不利益とならないよう代替措置を確保するなど、各部局の実情に応じ、適切にご対応願います。
- (2) 上記2（1）③における「教職員の就業上の措置」については、別途通知の「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて（令和2年1月31日）」を参照してください。
- (3) 上記2で確認した事項については、令和2年1月29日にメールにて各部局総務担当あてに依頼した構成員の体調不良者等状況報告の様式にて本部安全衛生課衛生企画チームまで報告願います。

【本件担当】

本部安全衛生課衛生企画チーム（21578、21322）
保健・健康推進本部 本郷健康管理室（03-5841-2579）
駒場健康管理室（03-5454-6180）
柏健康管理室（04-7136-3040）
環境安全本部産業衛生室（28429）

中国から帰国した本学構成員への対応の流れ（イメージ）

※本イメージ図は、2月3日時点での最新情報に基づくものであり、今後も新たな情報が入ったり、状況の変化があった場合には変更が生じる場合がある。



注1 湖北省滞在の学生・教職員及び湖北省滞在の方と接触があった学生・教職員については、帰国の日から2週間の間は、症状が出ていない場合でも、上記②、③の措置を行うことができる。

注2 都道府県の保健福祉部局に確認すること。

保健所管轄区域案内 | 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/